

保護者様

せいがの森こども園

学校伝染病にかかったとき

園児が下記の伝染病にかかったとき、保育園では学校保健法に定められている出席停止基準に従い、十分に家庭で治療・静養してもらうことになっています。そこで、お子さんが余病の心配もなく、他の園児への伝染の恐れもなくなり、医師より「登園してもよい」と許可されましたら、その旨を右の用紙に保護者の方が記入して提出をお願いいたします。

学校保健安全法による学校伝染病(平成21年3月31日文科省令)

[学校保健法第1種] 治癒するまで

- ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③ペスト ④マールブルグ病 ⑤ラッサ熱 ⑥急性灰白髄炎
- ⑦鳥インフルエンザ(A型インフルエンザH5N1に限る) ⑧重症急性呼吸器症候群 ⑨ジフテリア
- ⑩痘そう ⑪南米出血熱 ⑫新型インフルエンザ等感染症⑬指定感染症 ⑭新感染症

[学校保健法第2種] 定められた出席停止期間(結核をのぞく)

- ①麻疹 ②風疹 ③流行性耳下腺炎 ④水痘 ⑤インフルエンザ(H5N1を除く) ⑥百日咳 ⑦結核
- ⑧咽頭結膜熱

[学校保健法第3種] 医師が出席を認めるまで(結核を含む)

- ①腸管出血性大腸菌感染症 ②流行性結膜炎 ③急性出血性結膜炎 ④細菌性赤痢 ⑤腸チフス
- ⑥パラチフス ⑦流行性角結膜炎 ⑧コレラ ⑨その他の伝染病

上記感染症の他に通常当園で登園許可届が必要な感染症

- ①麻疹(はしか) ⑪ヘルパンギーナ
- ②風疹(三日はしか) ⑫流行性角結膜炎
- ③咽頭結膜炎(プール熱) ⑬マイコプラズマ肺炎
- ④水痘症(水ぼうそう) ⑭RSウイルス感染症
- ⑤流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ⑮インフルエンザ(A・B・新型)
- ⑥溶連菌感染症 ⑯感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス・その他によるもの)
- ⑦手足口病 ⑰腸管出血性大腸菌感染症(0-157・26・111他)
- ⑧百日咳 ⑱口内炎ヘルペス
- ⑨伝染性紅斑(りんご病) ⑲带状疱疹
- ⑩突発性発疹 ⑳肝炎(A・B型)

*アデノウイルス感染症

*[場合により登園届が必要な感染症]

- ①伝染性膿化疹(とびひ) ②伝染性軟属腫(水いぼ) ③頭しらみ症

せいがの森こども園

園長 筒井 正人殿

令和 年 月 日(届提出日)

登園許可届

組 園児氏名 _____

下記の疾病の治療のため登園を控えておりましたが、主治医の登園許可が出たので、登園させます。

保護者氏名 _____ 印

1 症状に気づいた日(保護者・保育園) 令和 年 月 日()

2 初診日 令和 年 月 日()

3 医師が登園の許可を判断した日 令和 年 月 日()

その病院名 _____ 病院・医院

その医師名 _____

4 登園日 令和 年 月 日()

5 病気名 該当するものに○印をつけてください

- ①麻疹 ②風疹 ③咽頭結膜炎 ④水痘症 ⑤流行性耳下腺炎
- ⑥溶連菌感染症 ⑦手足口病 ⑧百日咳 ⑨伝染性紅斑 ⑩突発性発疹
- ⑪ヘルパンギーナ ⑫流行性角結膜炎 ⑬マイコプラズマ肺炎
- ⑭RSウイルス感染症 ⑮インフルエンザ(A・B・新型)

⑯感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス・その他) ⑰0-157 ⑱口内炎ヘルペス

⑲带状疱疹 ⑳肝炎(A・B型) その他 _____

*アデノウイルス感染症

キ
リ
ト
リ